

事務連絡  
令和5年5月18日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事業部

### 印紙税過誤納確認通知書交付の見直しについて（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、印紙税の還付や充当を受けようとする場合は、印紙税過誤納確認申請書および過誤納となっている文書を所轄税務署長に提出し、確認手続を経たうえで、還付を受けることとされており、税務署における過誤納の事実の確認手続を経たことを通知するために、これまでは通知書が申請者に交付されてきました。

この度、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和5年7月以降、印紙税過誤納確認通知書の交付を行わないこととする旨について、国土交通省より周知依頼がありました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、別添資料の内容につきまして、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

別添\_印紙税過誤納確認通知書交付の見直しについて（国税庁消費税室）

以上

【担当】 事業部 川瀬 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--